

## (仮称) 函館市パートナーシップ制度について (素案)

### 1 制度の趣旨

函館市では、「第3次函館市男女共同参画基本計画」において、一人ひとりが多様な生き方を選択できるように、性的少数者への理解の促進に努め、差別や偏見のない社会づくりが必要と考え、性的少数者など互いの性を尊重することができる意識を啓発するための取り組みを推進してきました。

こうした中、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、取り組みの一環として、要綱により「パートナーシップ制度」導入の検討を進めています。

### 2 制度の概要

性的少数者の方がお互いを人生のパートナーとして、これからの人生を共に歩み、日常生活において互いに助け合う関係であることを宣誓することにより、市が宣誓の事実を認めるとともに、宣誓書受領証および受領カードを交付するものです。

この制度に法的な効力はありませんが、夫婦と同じように共同で生活しているものの、対外的に証明できず、生きづらさを抱えている性的少数者の方々の困難の緩和と性の多様性への社会理解が促進されることを目指すものです。

### 3 パートナーシップの定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済的にも精神的にも助け合う関係のことを言います。

### 4 制度を利用できる方

制度を利用できるのは、以下のすべてに該当する方です。

- (1) 双方が成年に達していること（令和4年4月以降は満18歳以上）
- (2) 一方または双方が性的少数者であること
- (3) 次のいずれかに該当すること
  - ア 一方または双方が市内在住・在勤・在学であること
  - イ 一方または双方が市内へ転入予定であること（概ね3か月以内）
- (4) 双方に配偶者または双方以外にパートナーシップ関係がないこと
- (5) 互いに近親者ではないこと

### 5 必要な書類

- (1) 戸籍謄本等独身を証明する書類
- (2) 本人確認書類
- (3) 要件を確認できる書類（住民票、社員証等）

### 6 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領カード

### 7 通称名の使用

戸籍上の氏名以外に日常生活で使用している通称名を受領証に記載できるものとします。

### 8 宣誓の流れ

- (1) 事前予約
  - ・窓口、電話、メールにて、事前に宣誓日を予約していただきます。
- (2) パートナーシップ宣誓
  - ・必要書類をご持参ください。
  - ・職員の面前で二人そろって宣誓書に、記入していただきます。（代筆は可）
  - ・宣誓場所は、市民・男女共同参画課執務室。個室を希望の場合は、会議室を用意するなど、プライバシーに配慮します。
- (3) 宣誓書受領証および受領カードの交付
  - ・受領証と受領カードを、二人それぞれに交付します。（カードは後日交付）

### 9 受領証の返還

受領証の返還が必要な場合は、以下のとおりです。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 市外転出等、宣誓の要件を満たさなくなったとき
- (3) 宣誓無効の規定に該当したとき

### 10 パートナーシップ宣誓の無効

以下の場合、宣誓を認めたことを無効とし、受領証を返還いただきます。

- (1) 虚偽その他の不正な方法により、受領証の交付を受けたとき
- (2) 受領証を不正に使用したとき

### 11 その他

- (1) 宣誓書受領証の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (2) 市は、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。